

第43回全国都市緑化フェアin京都丹波

「アートDAY - ボンボンマルシェ」出店募集要項

第43回全国都市緑化フェアin京都丹波の開催にあたり、京都・亀岡保津川公園を会場として、亀岡市ならびに京都丹波地域の魅力を発信するマルシェを開催します。

本募集は、アートDAYに実施する「ボンボンマルシェ」の出店者を募集するものです。

本マルシェでは、緑化フェアのテーマである「食農」「環境」「アート」の3本の柱の中で「アート」をテーマとし、自然との共生を感じられる場づくりを目指します。

そこで、以下のような出店者を募集します。

環境に配慮した活動を行う、亀岡をはじめ京都丹波の食材を使ったお店、京都丹波の農産物や加工品を販売したい方、手しごと・クラフト・アート作品を届けたい方、緑化や草花の魅力を伝えたい方 など

1. 開催概要

(1) 開催日

10月17日(土)・18日(日)

(2) 開催時間

午前10時～午後4時

(3) 開催場所

京都・亀岡保津川公園 イベントひろば および マルシェひろば



(4) 募集店舗数

約40店舗/日

(5) 来場者数

1日約5,000人(土日)

(6) 主催

亀岡拠点にぎわい実行委員会、かめおか霧の芸術祭実行委員会、亀岡市

2. 出店区分

(1) 物品販売(食品販売を含む)

- ・農産物、加工品、クラフト、アート作品、花き等
- ・食品を販売する場合は、応募に当たって該当する営業許可証の写しを提出してください。また、販売できる食品は、食品衛生法等に基づき許認可のある施設で製造されたものとし、当該品には同法、食品表示法、JAS法及び景品表示法等に基づく適正な表示が必要です。(青果等を除く)

(2) 露店営業(現地調理)

- ・現地での調理・提供を伴う飲食販売
- ・現地で火気・電子機器等を使用して調理行為や湯沸かし行為、また盛り付け行為、カップへ注ぐ行為等は「現地調理」行為に該当するため、京都府の露店営業許可が必要です。
- ・応募にあたって、①食品衛生責任者資格の証明書写し、②食品営業賠償共済もしくは生産物賠償責任保険の加入証の写し、③露店営業許可証の写しを提出してください。

3. ブース仕様

主催者にて、木製の統一什器を設置します。



※右記以外に必要な什器類(作業机、看板類)等、出店に必要な物は各店舗で御準備願います。

【主催者が準備するもの】

- ①ブーステント(幅2,100mm×奥行2,700mm)
- ②屋根・横幕:ターポリン生地
※露店営業は3面囲い幕付き
(ロールアップ可能)
- ③販売台(幅1,800mm×奥行600mm)1台
- ④電源(1500W×1口)

4. 出店条件

(1) テーマ適合性

出店内容は、以下のいずれかを体現するものとします。

ア 京都丹波との関わり

- ・ 京都丹波産食材を使用している
- ・ 京都丹波の地域資源を活用している
- ・ 京都丹波の文化・伝統技術を活かしている

イ 環境配慮

- ・ 地産地消に貢献している
- ・ ごみ削減に取り組んでいる（簡易包装など）
- ・ 再利用・リユース・アップサイクルに取り組んでいる
- ・ 有機・自然栽培等の環境配慮型の農法による農産物を採用している

ウ 里の風景との調和

- ・ 自然素材を使った商品や作品を提供している

(2) 食農ルール（※露店営業出店者のみ）

- ・ 京都丹波地域で栽培・生産された農産物を原則として1つ以上使用することとし、その使用食材及び産地について、店頭表示等により来場者に分かりやすく明示すること

(3) 環境ルール

- ・ 原則として、主催者が準備するリユース食器を使用すること。リユース食器の使用に係る経費は主催者が負担します。詳しい内容については出店確定後にご案内いたします（※露店営業出店者のみ）
- ・ プラスチック製の包装は極力避けること
- ・ プラスチック製レジ袋の使用は禁止します

(4) 景観ルール

- ・ 里のくらしをテーマとした会場演出に配慮し、華やかな装飾や看板の設置はご遠慮ください
- ・ 物干し竿やそれに類するものを使用した大型看板は設置できません
- ・ のぼり旗の設置は禁止します
- ・ 店名は主催者側で準備する黒板に記載してください

5. 応募資格（以下の条件を全て満たすこと）

- ・ 土日いずれか終日、出店可能であること
（※連日出店者を優先させていただきます）
- ・ 京都丹波地域に店舗等事業所を置き、生産、加工、販売等を行っている又は、京都丹波地域に関わりのある事業者であること
- ・ 会場で自ら店頭販売を行うこと
- ・ 販売品目は食品及び雑貨等とすること。
- ・ 食品を扱う出店者は製造物責任保険（PL保険）等に参加していること。
- ・ 反社会的勢力に該当しない事業者であること。

6. 出店料

- (1) 物品販売（食品販売を含む）：3,000 円/日（税込）
- (2) 露店営業（現地調理）：5,000 円/日（税込）

7. インフラ設備

(ア) 電気

- ・電気使用を希望する場合は、申込フォームよりお申込みください。主催者側において、電源（100V・1,500W、1 口）を用意します。
- ・ガソリン式発電機の持込を禁止します。（ポータブルバッテリーの持込は可）

(2) 水道

- ・上水設備はありますが、排水設備はありません。

(3) 火気

- ・火気は露店営業許可をお持ちの出店のみ、露店営業範囲内にて使用可能です。

(4) 衛生管理

- ・販売できる食品は、食品衛生法等に基づき許認可のある施設で製造されたものとし、当該品には同法、食品表示法、JAS 法及び景品表示法等に基づく適正な表示が必要です。（青果等を除く）

(5) 販売

- ・店舗から発生するゴミはすべて出店者にてお持ち帰りください
- ・販売の際に発生する空き容器類はすべて出店者にて回収ください
- ・販売価格は、出店者において設定願います。値札は必ず付けてください
- ・販売時及び販売後のトラブル（食中毒を含む）は出店者にて対応ください

8. 中止について

本マルシェは雨天の場合も原則として開催します。ただし、気象警報の発令や台風等の荒天、その他来場者及び出店者の安全確保が困難と主催者が判断した場合は、中止又は内容を変更することがあります。

なお、中止等の判断を行った場合は、速やかに出店者へ連絡します。

9 事故緊急対応、保険

- ・事故等緊急の事案が発生した場合は、主催者に連絡してください。
- ・主催者において、イベント傷害保険に加入します。
- ・食品を扱う出店者は製造物責任保険（PL 保険）への加入が必須です。

10 搬入・搬出

- ・販売商品等の搬入出はイベント当日に行います。時間及び場所については、出店確定者へ別途ご案内をさせていただきます。
- ・車両駐車場所
搬入出用車両の駐車場所は会場内の所定の場所（関係者・出店者専用駐車場）に駐車可能です（無料）。※車両は原則 1 出店者につき 1 台までとします。

1 1 出店申込みについて

- ・ 出店を希望される場合は、下記の申込みフォームよりお申し込みください。

※申込み締め切り：令和8年9月30日（水）

（URL） <https://forms.gle/bue6JMHQSPEXu7Cw5>



（二次元コード）

1 2 出店者の決定

主催者にて出店者を決定の上、通知します。なお、出店申込みが募集店舗数を超える場合は、次の基準に該当する店舗を優先して選定することとします。

なお、出店者の決定についての質問及び異議申立てには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

（基準）

- ・ 商品は、京都丹波の魅力を体現したものであること。また、国内外の旅行客と京都丹波地域の住民のどちらにも訴求することができるものであること。
- ・ 本イベントを象徴するようなメニューや商品など、他のイベントでは手に入らない特徴を持つ商品を販売していること

1 3 出店料の返金（キャンセルポリシー）

- ・ 原則としてキャンセルは認めません。出店決定後は出店の有無に関わらず、出店料全額をお支払いしていただきます。
- ・ 主催者判断により開催を中止した場合は全額を返金します。

1 4 問合せ先

担当：マルシェコーディネート業務受注者（合同会社アースコンシャス・持田）電話：：090-8891-1932

メール：info@earth-conscious.com

--マルシェ出店に関する留意事項--

【基本事項】

- 安全衛生及びサービス・モラルについて、徹底してください。
- 出店条件や規約等を逸脱する行為がある店舗については、店舗営業中であっても即時退店・閉店いただきます。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。
- 出店決定後のキャンセルは、原則出来ませんのでご了承ください。

【出店エリアについて】

- 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します（資機材の保管場所も含む）。
- 備品及び商品の保安全管理は出店者が行ってください。盗難、紛失・損傷・事故等、主催者は一切の責任を負いません。
- 出店に必要なものは、各自でご用意ください
- 当日の出店区画状況によって、緊急に必要な資材等が発生した場合でも、主催者は一切の補償はいたしません。出店に必要な機材、造作等は全て出店者が負担をし、イベント終了後、原状回復してください。

【販売について】

- 出店者間及び会場での対人・対物のトラブル、食中毒等の食品衛生管理に伴い発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
期間中は、高温となる日もあることが予想されますので、特に食中毒予防については、細心の注意を払ってください。
- 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標権の侵害等、知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- 酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業免許」が必要です。免許をお持ちでない場合は、必ずコップに移して販売してください。
- 20歳未満の人へのアルコール類の販売を行わないでください。
- 必ず価格表示を行ってください。
- 調理等において、近隣及び来場者等から苦情等があった場合は、使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分注意してください。
- 拡声器、マイク等による宣伝及び出店区画以外での販売は禁止します。
- ブースの範囲外での呼び込み、売り歩きは禁止です。
- 野菜を除く、生もの（刺身等）の提供はできません。
- 冷蔵が必要な原材料（肉、魚、要冷蔵品等）は、クーラーボックスや冷蔵設備等で調理直前まで冷蔵してください。

- 衛生面に万全を期して、事故・苦情等が発生しないようにしてください。
- 主催者は、出店及び食品販売行為に関して発生した事故・苦情に対して賠償責任を負います。
- 危険物や法律に触れるものについては、販売を行わないでください。
- 化粧品など医薬部外品等の法令により規制を受ける商品の販売を行う場合は、出店者の責任において関係法令を遵守し、必要な許認可等を取得していること。

【衛生・営業許可について】

- 管轄の営業許可（露店営業許可）を取得してください。
- 取得している営業許可内の品目で営業してください。
- 調理に従事する者は調理手袋を着用してください。
- 食品衛生責任者の資格（これに準ずる調理師免許等）を保有するスタッフを1名以上配置してください。
- 保健所申請と異なる調理方法・工程は行わないでください。
- 出店スタッフによるブース内での喫煙・飲酒は禁止とします。
- 油類その他の液体等を使用する出店者は、主催者が用意するテント、机、床面等を汚損しないよう、養生シートの設置など必要な措置を必ず講じてください。出店者の責めに帰すべき事由により備品等を汚損又は破損した場合は、現状復帰に要する費用を負担いただきます。
- イベント終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をお願いします。飲食物等により出店スペース（主催者が準備する販売台やテントなど）が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。出店者の責めに帰すべき事由により備品等を汚損又は破損した場合は、現状復帰に要する費用を負担いただきます。

【環境保全について】

- プラスチック系の梱包や容器、カップ等は一切使用できません。
- 食器はリユース食器等、環境に配慮した素材のものを使用してください。また、リユース食器のサイズ等に適さない飲食物の提供等については、紙製の容器を使用してください（紙製容器については、出店者でご用意をお願いします）。
- 箸・スプーン・ストロー等は主催者では準備しません。プラスチック製ではない箸・スプーン・ストロー等をご準備ください。
- リユースコップには、飲み物以外入れないでください（唐揚げ等の油物や串物等をリユースコップに入れて販売しないでください）。
- 出店によって発生したゴミはすべて持ち帰ってください。
- プラスチック製レジ袋の提供は、条例で禁止されています。

【消防法・火気使用について】

- 露店営業での20kgボンベの使用は消防法で禁止されています。
- 調理器具とガスボンベは2m以上離して設置してください。
- 消火器は必ず準備してください。（10型以上、製造期間5年以下）
- 白熱電球等、発火の恐れのある照明器具や調理器具の周辺には燃えやすいものを置かないでください。
- 京都中部広域消防組合火災予防条例、その他関連法令を遵守してください。
- プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託してください。
- ガスホースはガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- プロパンガスを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないようきっちりと固定してください。
- 万一事故が発生した場合、事故を起こした該当出店者で補償をお願いします。

【電気について】

- 電気使用を希望する場合は、申込フォームよりお申込みください。
- 主催者側において、電源(100V・1,500W、1口)を用意します。
- 使用する電源の容量は上記を厳守してください。
※電源容量オーバーによる停電等が発生し、他の出店者に損害を与えた場合、停電等が発生させた出店者の責任となり、損害賠償の責務を負うこととなります。
- ガソリン式発電機の持込を禁止します。(ポータブルバッテリーの持込は可)

【安全確保について】

- 店舗の撤去から退場については、主催者が当日に連絡する具体的時間の指示を遵守して行ってください。
- 走行ルート、搬入・搬出時間は必ず主催者の指示に従ってください。
- 購入者待機列の整理は各自で行ってください（動線確保のため、列の解散を指示された際にはすぐに対応できるように人員を配置してください）。
- 店舗の装飾等は、地震や突風等により転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。

【出店者の責任・補償について】

- 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- 購入者の苦情等は、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- 食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけで

なく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。衛生管理、保険等については、出店者の責任において対応してください。

- 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- 出店に際して生じたトラブルについては、すべて出店者の責任において対応してください。
- 出店者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
- 禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。なお、次年度以降の開催に際しても出店をお断りする場合があります。
- 電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。

【暴力団排除について】

- 亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。
- 出店者及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
 - ②同一生計者に暴力団員がいる者
 - ③暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 上記項目の該当有無を確認するため、申込内容を京都府警察に照会する場合がありますのでご了承ください。

【出店料及び営業補償の考え方】

- 開催時間の短縮並びに営業時間の変更をした場合、いかなる事由においても出店料は返金しません。
また、出店に関する損害も補償しません。
- 来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。

また営業物品その他の買取り等も一切行いません。

- 禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店となりますが、出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償いたしません。

【応募について】

- 当日も含め、申込み後は出店者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。
- 本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。
- 出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

【中止について】

- 中止や開催内容の変更によって生じたいかなる損害も主催者はその責任を負いません。